

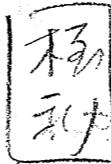
琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）(II)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 国政参加, 自民党, 施政権, 法制局 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43467

沖縄要人の会談録

大臣 次官
外務省
米内 原田



次官西銘会議の件

43.7.31 半官記

31日西銘候補、次官会議を了りて
となり。

1. 西銘より、⁽¹⁾ 那覇上陸前、アンガーピークカーペンタートと
東洋、沈没上陸、上空の上は不運参加の如く、本
土府民憲例とつらうたけつめにまよひで
ことであった。従来事件で2回参謀いたこと

あるが、初めは船の荷物を取扱うつかない
用はすがり度々、半側もはきりは見え

ないが、9月8日、10月1日決定を行つてから
を得た。

2. 今回上空の機会に、日本政府は「自民
党に事件を強く申入れること、堅は厚い」と、

投票権生年控えあること、争を蒙るし、9月

11日西銘事を著めし、10月12日付の案状

太西銘事を著めし形で

定とえうことにした。

(1) 投票権はどうして年控えあるのか、件題
10月13年次便はよいのかはないか、法律控

争権は如何、日本政府は何か子年か
争をお持つてはないか。

(2) 何が一統化か協議と之は立場はあるのか
は日本政府は、一統化年次計画を行つて
三年後

成るまし、あからさまにこのままままで、又
事前に援助し年次計画や一年度と二年

3. 予定起居年1月12日、12月25日を含む、
年の諸長を述べた。

2. 以上二つし、次官上り

(1) 指揮権は子彈で取る。手銃や拳銃
私物でも可とある。指揮権の命令で

主計部統治公団に譲りたと取扱い。

(2) 不法参加者を除く以上は是を除き政
府が持つべきもの。而後半は國のもの

日本議会にてこれを認定。

(3) 特別事件に対する監視が要つてあり、
了悟の在り方を令人シテ12月1日止(税)

方止運送12月3日。

事の諸点を説明した。

(承)

外務省

朱鉛筆

朱鉛筆

三木大臣・松原行政主事公印 (2枚)

12.8.16

朱鉛筆

m

1. 本16日 11時40分大臣接見室にて主事
は (1) 大臣の意内に於て選手候補生候補

5名以上とある (2) 同様30人以上を各大臣の
専門知識にて (上記選手候補生の選手工事)

二件選出せしものとある所 (3) 11時40分 (12)
と12時), (4) 原稿の添削済の上に署名してある

3. 本16日 11時40分大臣接見室にて主事
は (1) 本件の件名を記入せしものとある (2)

2. 本16日 11時40分大臣接見室にて主事

GA-5

中 7月、税金の支拂いを実法上の問題として
余る如きは 7月起居の実法問題
（也勿れ）

努力の結果工場へ入社後丁度2ヶ月目
電気、（a）原價と実費と税金の差額
支局の税金を支拂（足りない場合は支拂
支局と支拂）

（b）支拂の税金の回収を支拂（支拂の税金
支拂と支拂）

3. 支拂の税金の回収を支拂（支拂の税金
支拂と支拂）

4. 税金の支拂（支拂と支拂）

（a）支拂の税金の回収を支拂（支拂の税金
支拂と支拂）

（b）支拂の税金の回収を支拂（支拂の税金
支拂と支拂）

松岡主席が附
日本大臣に手交

(御見聞の件、前文
正社と申か
一九六八年八月十二日
山印石の
送付
とくせんちやく)

秘

沖縄県民代表の国政参加について（別添：法律案）

琉球政府

国政参加に対する琉球政府の考え方

一 国政参加の意義

沖縄の施政権が返還される時点においては、沖縄代表の国政参加問題はすべて解決されるが、施政権が返還されるまでの間においても、本土との格差解消や一体化など復帰体制づくりのため、沖縄代表を国政に参加させ、その意思を十分に反映させたいというのが百万県民の一貫した願望である。

とくに沖縄問題が国政上の重要課題となつてゐる今日、直接の関係者たる沖縄県民の代表を国政に参加させることによつて、日本民族という運命共同体としての一体感を高めるとともに、復帰問題をはじめ一体化施策等を強力にかつ効果的に推進するという終極目標が達成されることになる。

二 国政参加要請の基本理念

現代の民主主義国家においては、その国民が自国の国政に参加することは、人類普遍の原理として保障されており、日本国憲法もその前文においてこの理念を明らかにしてゐる。したがつて、日本国民であり、かつ、日本の領土に居住している沖縄県民が自國

の国政に参加することは当然の権利である。

この観点から、沖縄県民の国政参加については、これまで数度にわたり、琉球政府立法院において決議し、その実現方について強く要請してきたところである。この民主主義の基本理念をふまえた県民の当然の要求に対しては、沖縄の民生につき責任を負う日米両政府はその実現に努力する義務があると考へる。

三 参加の方法

本土の公職選挙法、国会法等は、直接適用せず、新たに法律を制定し国会議員と同一の地位と権限を有する沖縄県民代表の議席を、衆議院に五、参議院に二設けるが、これらの代表は琉球政府の定める立法により沖縄県民が選出するものとする。

四 問題点

国政参加に関しては、一応次のような問題点があげられるが、これらの問題点も国政参加を阻む理由にはならないと考へる。

第一に、国政参加が実現すれば米国の施政権行使に支障が生じないかといふ懸念もあ

るが、米国は、日米共同声明に基づき、日琉一体化政策を推進する義務を有しております、かつ施政権返還までは沖縄の民生に対して責任を負うものである。したがつて、米国もこれらの責務を果すために必要又は有益な諸策については、努力する義務があり、この趣旨に合致する国政参加を認めることは、米国の施政権の行使と衝突することにはならないと考える。また日本国会は、法域外にある高等弁務官の沖縄に対する施政を批判しこれを是正させる何らの権限もないが、このことは沖縄県民の国政参加が実現しても消長をきたすものではない。したがつて、国政参加によつて高等弁務官の沖縄に対する施政との関連において新たな法律上の問題が生ずることもないと考える。

第二に、本土だけに適用される法律の制定に適用地外（沖縄）の住民代表が参画することは、民主主義の原理に悖り、また直接適用のない法律の制定に参画すること自体意味がないのではないか、との見解がある。

沖縄県民は、日本国民であり、かつ、沖縄は日本の領土であるうえ、沖縄が日本法の適用を受けないのは、沖縄が自ら求めたものではなく、却つて、沖縄県民の意に反して締結された平和条約の第三条によるものであるから、沖縄県民の国政参加について民主

主義の論理を形式的に当てはめることは妥当でない。

また、国政参加は、沖縄の本土復帰を前提としたものであるが、復帰が実現すれば、自動的に日本法が沖縄に適用されることになるので、沖縄代表が、国政参加によつて本土に適用される法律の制定に参画することは、同時に、近い将来、沖縄に適用される法律の制定に参画することになるので重要な意味をもつ。

さらに、現在においても、本土法の中には、対人的に直接沖縄県民に適用される法律もあり、沖縄県民が日本国民である以上、日本の法律は間接的に沖縄県民に關係のある場合も多い。また、とくに本土政府が沖縄県民のために法律上、予算上の措置を探る場合には、とくに沖縄県民の意思を反映する必要がある。

第三に、公選法とは別に法律を制定し、沖縄県民代表の議席を国会に設け、その代表に国会議員と同一の地位及び権限を付与することは憲法上可能かといふ点である。

憲法は、国会は衆参両院で構成し（第四十二条）、両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織し（第四十三条）、両議院の議員及び選挙人の資格は法律で定める。ただし、人種、性別、社会的身分、財産又は収入によつて差別してはならない（第四十

四条)と規定しているが、これらの憲法の規定に基づき、公職選挙法、国会法などの法律が制定され、国民(沖縄県民を除いた)により直接選挙された法定数の議員が国会に选ばれている。しかしながら、憲法第十条の「日本国民」に沖縄県民が含まれることは明らかであり、また憲法第四十三条の「全国民」には沖縄県民が含まれると解されるので、日本国民たる沖縄県民選出の、かつ、沖縄県民を代表する議員についても、憲法第四十四条の規定にかんがみ、新たに法律を制定して国会に議席を設け、国会議員と同一の地位と権限を付与し、その選出手続等について琉球政府の立法の定めるところに委ねることは、憲法上なんら支障はないと考える。

五 なお、沖縄県民代表の国政参加に関する臨時措置法(案)は次(別紙)のとおりである。

沖縄県民の代表の国政参加に関する臨時措置法（案）

○

○

○

○

○

沖縄県民の代表の国政参加に関する臨時措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄県民の民意を国政に反映させ、本土と沖縄の一体化の推進を図り、もつて沖縄県民の社会的、経済的地位を高め、併せて施政権返還の促進に資するため、沖縄県民の代表（以下「代表」という。）を国政に参加させることを目的とする。

（代表及び代表の選出）

第二条 代表は衆議院に属する代表及び参議院に属する代表とする。

2 代表は、衆議院に属する代表については、衆議院議員の選挙と同時に、参議院に属する代表については、参議院議員の選挙と同時に、沖縄県民が選出する。

3 前項の代表の資格、選出の方法及び選出手続については、琉球政府立法院が立法で定める。

（代表の数）

第三条 代表の数は、衆議院に属する代表五人、参議院に属する代表二人とする。

（任期）

第四条 代表の任期は、参議院に属する代表については六年とし、衆議院に属する代表については四年とする。ただし、衆議院に属する代表の任期は、衆議院解散の場合はその

任期満了前に終了する。

（兼職禁止）

第五条 一の議院に属する代表は、同時に他の議院に属する代表又は国会議員となることはできない。

2 代表は、国若しくは地方公共団体又は公共企業体の役員若しくは職員となることができない。

-2-

（歳費、退職金及び通信手当）

第六条 代表は、国庫から歳費、退職金及び通信手当を受けるものとし、その額は国会議員が受ける額と同額とする。

（不逮捕特権）

第七条 代表は、院外における現行犯罪の場合を除いては、当該代表の属する議院の許諾がなければ、国会の会期中逮捕されず会期前に逮捕された代表はその議院の要求があれば会期中これを釈放しなければならない。

（発言、表决の無責任）

第八条 代表は、議院で行なつた演説、討論又は表决について院外で責任を問われない。

（委員）

第九条 代表は、少なくとも一個の常任委員となるものとする。

(役員、就任権)

第十一条 代表は、各議院の役員になることができる。

(院における権限)

第十二条 代表は各議院において国会議員と同様、発議権、発言権、表決権及び内閣に対する質問権を有する。

(国鉄自由乗車の特典)

第十三条 代表は別に定める規則に従い会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乗車することができる。

(請願の紹介権)

第十四条 代表は、各議院に対する請願を紹介することができる。

(辞職及び退職)

第十五条 代表は、各議院に辞表を提出して辞職することができる。

2 代表は、第五条の規定に反したときは退職者となる。

3 代表は、第二条第二項に基づく琉球政府立法院の立法に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

(資格争訟)

第十六条 代表は、国会議員と同様、各議員の資格争訟に関する規定に服するものとする。

(紀律及び警察並びに懲罰)

第十七条 代表は国会議員と同様、各議院の紀律及び警察並びに懲罰に関する規定に服するものとする。

(国会の召集及び緊急集会の通知)

第十八条 国会の召集があつたときは、代表は召集詔書に指定された期日に各議院に集会しなければならない。

2 緊急集会の通知は代表に対しても行なうものとする。

3 前項の場合においては、代表は、指定された期日に参議院に集会しなければならない。

(代表の派遣)

第十九条 各議院は、議案その他審査若しくは国政に関する調査のため又は議院において必要と認めた場合は、代表を派遣することができる。

(弾劾裁判所の裁判員等の就任権)

第十九条 代表は、弾劾裁判所の裁判員、訴追委員会の委員及び予備員となることができる。

(施行規則)

第二十条 この法律の施行のため必要な事項は政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律に基づく最初の代表の選出期日は第二条の規定にかかわらず、琉球政府立法院が立法で定めるものとする。
- 3 この法律による最初の衆議院に属する代表の任期は、第四条の規定にかかわらず、選出の際に在職する衆議院の議員の任期満了の日に終了するものとする。
- 4 この法律による最初の参議院に属する代表の任期については、第四条の規定にかかわらず、得票数の少ないものの任期は、選出の際に在職する参議院議員のうち、先に到来する議員の任期満了の日に、得票数の多いものの任期は後に到来する議員の任期満了の日にそれぞれ終了するものとする。